

環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業に係る補助事業者の募集について(公募要領)

平成22年12月
環境省総合環境政策局環境経済課

環境省では、環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業の補助事業者の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として選定された場合には、「環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に従って手続等を行っていただくこととなります。

公募要領目次

I. 環境配慮型設備投資促進利子補給事業費補助金について

1. 補助金の目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 採択基準について
4. 補助対象事業の選定について
5. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業に係る補助事業者の募集について

1. 補助金の目的

この補助金は、金融機関が行う環境に配慮した事業者（大企業を除く。以下同じ。）に対する融資制度のうち、地球温暖化対策に係る設備投資の加速化のための融資（以下「温暖化対策加速化環境配慮型融資」という。）を受ける事業者に対し、必要な経費を助成することにより、地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進する観点から、温暖化対策加速化環境配慮型融資に係る借入金の金利負担を安定かつ確実に減免するための環境配慮型設備投資促進利子補給基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とします。

2. 補助対象となる事業等について

(1) 対象となる事業について

実施要領第2に定める事業（以下「事業」と言う。）を実施するための基金を造成する事業を交付の対象とします。

(2) 対象事業者

非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人、特例民法法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）のうちから、1法人を選定します。

※応募段階では、非営利型でない一般社団法人・一般財団法人も応募することが可能ですが、補助金の交付決定までには非営利型に移行していただくこと（その具体的な見通しを示すこと）が必要です。

(3) 補助金の交付額について

本補助金の交付額は10億円です。なお、事業に必要な経費のうちモニタリング調査費等事務に要する費用は、5,400万円を上限とします。

(4) 基金の管理方法

基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとします。実際の基金管理を行うに当たっては、実施要領に基づき、基金の管理計画について、事前に環境大臣の承認を得ていただきます。

(5) 基金の運用方法

基金の運用について保有することができる資産は、実施要領に基づき、以下のとお

りとします。

- ・金融機関への預金
- ・信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
- ・国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有

(6) 基金の用途

基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、実施要領に基づき、以下の用途に充てるものとします。

- ・利子補給金の交付及びその実施に必要な事務に要する経費
- ・基金の適正かつ公正な管理・運営及び事業者の補助金の適正な執行の管理に要する経費
- ・融資機関の本制度に係る業務の検証に要する経費

(7) 基金の残額の扱い

補助事業者は、事業の終了時において、基金に残額がある場合は、事務要領に基づき、国庫に納付するものとします。

(8) 基金管理の終了

事業を行う期間は、実施要領に基づき、平成27年度末までとします。

(9) 基金の経理

基金に係る経理については、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければなりません。

(10) その他

以上(1)～(9)に掲げた事項を含め、交付要綱及び実施要領を必ず参照して下さい。

3. 採択基準について

事業者の採択は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

(1) 基金の管理・運用

- 基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行えるか。
- 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行えるか。

(2) 利子補給事業の実施

- 利子補給事業を適切に行えるか。

(国の利子補給金交付事業を行った実績があるか。)

○利子補給事業をより効果的なものとするための事業実施上の工夫の提案があるか。

(3) 実施体制と事務費用

○(1)(2)の事業を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えているか。

(金融機関の環境格付を審査する体制、CO2 排出削減目標のモニタリングが実施できる体制。環境及び金融の知識の有無、金融機関との調整業務の実績の有無。)

○(1)(2)の事業に要する費用は適正かつ合理的か。

(4) 法人自体について

○法人の信頼性

○本補助事業を通じ公益を達成しようとする事について、国民の疑惑を招くことなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。

4. 補助対象事業の選定について

(1) 一般公募を行い選定します。

(2) 応募者より提出された応募書類をもとに評価委員会が「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業」の応募書類審査の手順について(別添1)及び「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業」に係る応募書類審査基準及び採点表(別添2)に基づき厳正に審査を行い、補助事業者を選定し、補助金の交付を内示します。

5. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存したコンパクトディスクを、公募期間内に持参又は郵送により、環境省に提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成22年12月6日(月)から平成22年12月16日(木)17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 公募申請書【様式1】

② 事業実施計画書【様式2】

(法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去3年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)を添付してください。)

③ 事務費用内訳【様式3】

(基金及び利子補給事業に要する事務費用の見込みを記載してください。)

①～③の書類を7部ずつ提出していただくとともに、これを保存したコンパクトディスク(一部)を同封してください。

ただし、添付書類については、書類(紙)のみの提出でも結構です。

(4) 提出先

環境省総合環境政策局環境経済課
環境配慮型設備投資促進利子補給制度担当
〒100-8918 東京都千代田区霞が関1-2-2

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります(提出期限必着のこと。)

(6) 説明会の開催

本補助金に係る説明会を以下のとおり開催します。

○日時 平成22年12月8日(水) 15時

○場所 環境省第6会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2(中央合同庁舎5号館地下2階)

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

○受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省総合環境政策局環境経済課
環境配慮型設備投資促進利子補給制度担当
FAX: 03-3580-9568
E-Mail: KIGYO@env.go.jp

○受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)

○受付期間

平成22年12月9日(木)までの平日の10時から17時まで(12時～13時は除く)

○回答

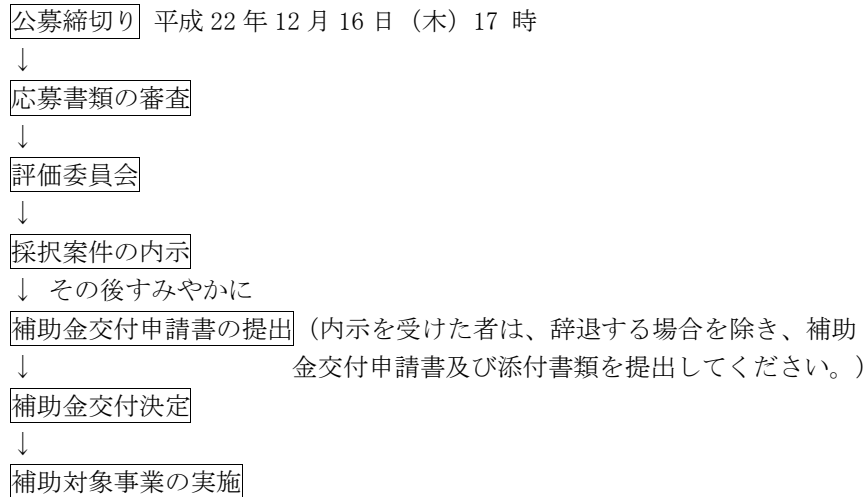
平成22年12月13日(月)17時までに、説明会参加者に対してFAXにより行います(なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間までに)

上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを登録してください。)

(8) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、評価委員会を開催します（平成 22 年 12 月 22 日（水）10 時からの予定）。評価委員会への出席依頼については、平成 22 年 12 月 17 日（金）17 時までに連絡します。



留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の規定のほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は本補助金の交付決定を受けた後に、事業開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告

当該年度の事業が完了した場合は、事業終了後3カ月以内に環境省宛てに提出していただきます。

(3) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱・実施要領に定めますので、これを参照してください。

環境省総合環境政策局長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業公募申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 事業実施計画書
- 2 事務費用内訳
- 3 法人の定款又は寄付行為
- 4 法人の概要が分かる説明資料
- 5 過去 3 年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)

(担当者欄)

所属部署名:

役職名:

氏名:

TEL:

FAX:

E-mail:

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。 国家公務員経験のある方については最終官職名を明示ください。）
法人の目的	
主な活動	
年間の収支予算	※収入・支出の規模とその項目（別紙でも可）
法人の種類	※非営利型一般社団法人・一般財団法人等の法人の種類を記載してください。一般社団法人・一般財団法人のうち公募申請段階で非営利型に移行していない法人については、1 月中に非営利型に移行する具体的な見通しがあるかどうかについて記載ください。
本事業への応募理由	
基金の管理・運用について	
基金の管理方法	※基金自体をどのように管理するのかを記載ください。
基金の運用方法の方針	

利子補給事業の実施	
利子補給事業を適切に行えるか。	※国の利子補給（補助金）事業を行った実績があるか。
利子補給事業をより効果的なものとするための事業実施上の工夫	※提案があれば、記載して下さい。
実施体制と事務費用	
上記の事務を実施するための事務の実施体制・人員	※具体的に予定している者がいる場合は、具体名及びその者が適切な理由についても記載してください。 ※金融機関の環境格付を審査する体制、CO2 排出削減目標のモニタリングが実施できる体制。環境及び金融の知識の有無、金融機関との調整業務の実績の有無についても記載して下さい。
上記の事務を実施するために要する費用の合理性	※内訳については様式3

必要経費の項目	経費の見積額
合計額	

※必要となる全ての事務費用（基金設置法人において、基金の管理やモニタリング調査費等利子補給事業に必要となる事務費用）について記載してください。

「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業」の応募書類審査の手順について

1 評価委員会による審査

「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業」に係る評価委員会（非公開とする。）において、提出された応募書類の内容について、企画提案会実施後審査を行う。

2 企画書等の審査方法

(1) 『「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業」に係る応募書類審査基準及び採点表』に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】

・ A（良い）	10点
・ B（やや良い）	7点
・ C（普通）	5点
・ D（やや悪い）	3点
・ E（悪い）	0点

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を補助事業者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を補助事業者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を補助事業者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を補助事業者とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

(別添2)

「環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業」に係る応募書類審査基準及び採点表

委員名		応募者			
審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
1 基金の管理・運用					
(1)	基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行えるか。	点 10		×1	点
(2)	基金の運用について、安全かつ有利な方法で行えるか。	点 10		×1	点
2 利子補給事業の実施					
(1)	利子補給事業を適切に行えるか。	点 20		×1	点
(2)	利子補給事業をより効果的なものとするための事業実施上の工夫の提案。	点 10		×1	点
3 実施体制と事務費用					
(1)	審査項目1、2の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えているか。	点 20		×1	点
(2)	審査項目1、2の事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。	点 10		×1	点
4 法人自体について					
(1)	法人の信頼性	点 10		×1	点
(3)	本補助事業を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。	点 10		×1	点
合計		点 100			点

【採点基準】	10点満点	20点満点
A (良い)	10点	×2
B (やや良い)	7点	
C (普通)	5点	
D (やや悪い)	3点	
E (悪い)	0点	